

年金委員制度のご案内

市区町村、団体の皆さまへ

年金委員は、公的年金に関する国や日本年金機構のサポーターとして、公共サービスの一翼を担うものです。

『**地域型**』年金委員は、地域住民の「こんなときに何をしたらいい?」といった疑問や相談に答えたり、必要に応じて年金事務所や市区町村の窓口を紹介するなど、地域と制度のパイプ役を担うことが期待されます。

- ◆ 全国の年金事務所では、定期的に年金委員を対象とした研修会を開催し、制度改正事項などをお伝えしています。また、日本年金機構本部（東京）も、毎年1回、リモートによる全国年金委員研修会を開催します。
- ◆ 平成25年度より、「年金委員功労者厚生労働大臣表彰」制度が開始されました。受賞者は、厚生労働省ホームページに掲載されます。

1. 年金委員とは

年金委員とは、厚生労働大臣から委嘱を受けて政府が管掌する厚生年金保険および国民年金の事業について、会社や地域で啓発、相談、助言などの活動を行う方々です。

年金委員は、活動する区域によって『**職域型**』と『**地域型**』の2種類に区分されています。『**職域型**』は主に厚生年金保険の適用事業所内で、『**地域型**』は自治会など地域において活動していただきます。

2. 年金委員制度の概要

年金委員は、公的年金制度について、広く国民の皆さまに周知するとともに、制度への理解と信頼を深めていただくよう普及・啓発活動を行うために設置されました。

〔**地域型**〕市町村や団体から推薦いただいた方であって、令和7年3月末時点で、全国で約8,100人の方が地域型年金委員として委嘱されています。

〔**職域型**〕厚生年金保険の適用事業所のうち、常時300人以上の被保険者がいる事業所には2名以上、300人未満の事業所には1名以上の設置をお願いしています。令和7年3月末時点で、全国で約13万4千人の方が職域型年金委員として委嘱されています。

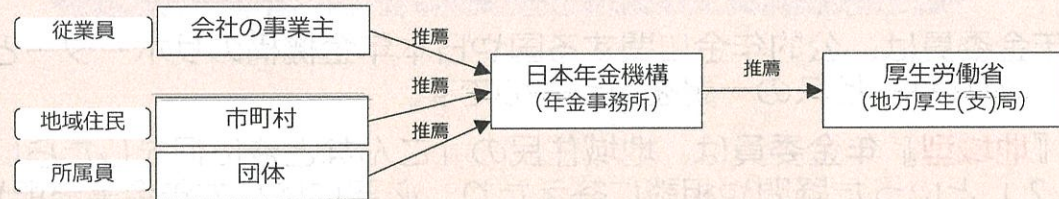
3. 年金委員になるには

年金委員は、社会的信望があり、かつ、政府管掌年金事業の適正な運営について理解と熱意を有する者として推薦があった者に対し、厚生労働大臣が委嘱します。

【日本年金機構法第30条】

年金委員は、『職域型』の場合は会社の事業主、『地域型』の場合は市町村や団体からの推薦を受け、日本年金機構から厚生労働省へ推薦します。

«推薦のながれ»



地域型年金委員の推薦にあたっては、原則として国または地方公共団体等の職員として年金事務に従事したことがある者または現に自治会長、民生・児童委員または社会保険労務士である者、その他過去に年金委員（社会保険委員および国民年金委員を含む。）として委嘱されていた者とされています。

4. 推薦の方法

地域型年金委員の推薦方法は、市(区)役所や町村役場もしくは団体が「年金委員推薦書（地域型）」を管轄の年金事務所へ提出していただくこととなります。

※様式は、日本年金機構ホームページ「年金委員通信」からダウンロードできます。

年金委員に関するQ&A

Q：年金委員に報酬は支払われますか？

A：報酬は支払われません。ただし、活動を行うための交通費などの経費については支払われます。

Q：年金委員の研修はありますか？

A：全国の年金事務所で定期的に研修会を実施しており、公的年金制度や新たな制度改正事項といった情報を直接日本年金機構から得ることができます。

また、研修会を通じ、他の委員の方々との交流が持てるといった意見もありました。さらに、長年にわたる活動の功績は、厚生労働大臣からの表彰の対象となります。

制度の趣旨をご理解いただき、
ぜひ年金委員の推薦をお願いします。

※お問い合わせは、管轄の **松山東年金事務所（089-946-9733）** まで
ご連絡をお願いします。



日本年金機構
Japan Pension Service